

京都市告示第518号

京都市清水坂観光駐車場、京都市嵐山観光駐車場及び京都市銀閣寺観光駐車場における令和8年1月1日（京都市清水坂観光駐車場については令和8年1月1日前0時）から同月3日までの駐車料金について、次のとおりとします。

令和7年12月1日

京都市長 松井 孝治

区分		単位	駐車料金
京都市清水坂 観光駐車場	バス	昼間	2時間以内につき3,600円。2時間を超えるときは、超える時間1時間までごとに1,800円を加えた額
		夜間	1回 3,600円
	タクシー及びハイヤー	1日1回	1,530円
	自動二輪車		620円
	自家用車等		1,920円
	自転車	1日1回	310円
京都市嵐山 観光駐車場	バス	1日1回	3時間以内につき3,600円。3時間を超えるときは、超える時間1時間までごとに1,200円を加えた額
	タクシー及びハイヤー		1,040円
	自動二輪車		620円
	自家用車等		1,250円
	自転車	1日1回	310円
京都市銀閣寺 観光駐車場	バス	1日1回	2時間以内につき3,600円。2時間を超えるときは、超える時間1時間までごとに1,800円を加えた額
	タクシー及びハイヤー		1,040円
	自動二輪車		620円
	自家用車等		1,250円
	自転車	1日1回	310円

*備考

- 1 「昼間」とは、午前8時から午後5時までをいい、「夜間」とは、午後5時から翌日の午前8時までをいう。ただし、京都市清水坂観光駐車場において、午前6時から午前8時までの間にバスを入場させるときの当該日に係る駐車については、午前6時から午後5時までを「昼間」とする。
- 2 「1日」とは、有料供用時間（第3条ただし書の規定により有料供用時間を変更したときにあっては、当該変更後の有料供用時間）をいう。ただし、京都市清水坂観光駐車場において、午後5時から午後12時までの間に入場させ、かつ、翌日の午前0時から午前8時までの間に退場させるときは、午後5時から翌日の午前8時までを「1日」とする。
- 3 昼間から夜間まで引き続き京都市清水坂観光駐車場にバスを駐車させる場合にあっては、昼間の区分における駐車料金の単位となる時間が経過するまでの間は、当該区分に係る駐車料金を適用する。この場合において、当該時間の経過後1時間以内に退場せるときの夜間の区分に係る駐車料金は、この表の規定にかかわらず、1,800円とする。
- 4 夜間から昼間まで引き続き京都市清水坂観光駐車場にバスを駐車させる場合における昼間の区分に係る駐車料金は、この表の規定にかかわらず、1時間までごとに1,800円とする。

(建設局自転車政策推進室)